

番号	質問	回答
1	選定委員会について、現状は内部委員を想定されていますでしょうか。また、外部識者（大学教授など）を想定されていますでしょうか。	県庁職員と外部識者で構成する予定です。
2	本事業対象経費につきまして、委託終了後県に引き渡すものがないことを原則とありますが、アプリ開発などは対象外との認識で良いでしょうか？また、自動運転車両におけるライダーセンサー設置や既存車両の改造費など、既存備品と不可分の設計、開発に係る費用は対象になりますでしょうか。	本事業でアプリの開発を行うのではなく、開発・改良したアプリに対しサービス利用料金を支払うことで、利用することとしてください。同じく、ライダーセンサー設置や既存車両の改造についても、開発した車両等をレンタル料を支払うことで利用することとしてください。
3	コンソーシアムの要件で、自治体以外の事業者が複数社でないといけない等の構成者数の制約はありますか？	自治体と事業者が連携して取り組んでいただくことが趣旨ですので、事業者数が1社でも良く、事業者の構成者数に制約はありません。
4	採用された内容や応募した内容は公表されるのでしょうか。	選定された3提案については、決定した時点で概要を公表する予定です。選定されなかった提案については公表しませんが、県の情報公開条例に従い、情報公開請求があった場合には、開示される可能性があります。その場合でも、技術情報等は非開示となります。
5	アプリ等を民間事業者が開発するとして、現時点で開発されていないものに対する利用料はどのようにはじめばよろしいのでしょうか。	民間事業者から見積もりを取ってください。
6	システム等の利用料は、令和4年度分のみが対象となるという理解でよろしいでしょうか？本格導入を当初から見越し、複数年の利用料を初年度に支払う場合でも、対象になるかご教授いただきたいです。	システム等の利用料は、契約期間内の日数分のみが対象です。また、複数年の計画であっても、単年度で事業を完了しその成果を示すことができるのであれば、対象となります。
7	予算編成時期について質問です。コンソーシアムに委託せず、市で予算措置をする場合、契約までに予算成立していればよいでしょうか？（現時点では予算がありません。）	お見込みのとおりです。契約は6月頃を想定していますが、契約時期は相談に応じます。
8	成果物の著作権とは、本事業により生み出されたすべてのものに対するものなのでしょうか。	委託業務完了時に引き渡す機器やソフトウェアなどが無いことを前提として、成果物として県に引き渡す成果報告書に限られます。
9	著作権についてです。実証実験でのエビデンスの著作権は県となりますか？その内容を公開するには県の許可が頂ければ可能でしょうか？	実証実験でのエビデンスも成果報告書に取りまとめていただくため、著作権は県にあると解釈できますが、県としては、その後の実証実験の発展や他地域での展開を期待しているため、その内容を公開することについて県の許諾は不要です。
10	実証実験の結果、実装に向けてもし何らかの支障等が生じた場合、実装を保留することは可能でしょうか？	まずは実装を見据えて実証実験に取り組んでいただきます。しかし、その結果、あるいは次年度以降に別に行う実証実験の結果により、実装を保留することもやむを得ないと考えます。
11	人件費の算定について コンソーシアム構成員内の従業者へ支払う人件費の算定はどのようにすればよろしいでしょうか。（市職員のものではない。）	従業員の基本給から日当を換算するなど、説明できる人件費単価を設定してください。役職・階級が同等であれば、平均単価の設定でもかまいません。
12	再委託について 公募要領（案）2_サ（3頁）に、再委託について記載されていますが、再委託する金額の制限はあるのでしょうか。 （県との委託契約金額の〇%以内等）	再委託する金額の制限はありませんが、当該箇所に記載のとおり、受注者（＝コンソーシアム）は「主たる部分」をコンソーシアム構成員以外へ再委託はできません。
13	応募主体について（会計管理を民間事業者が行う場合） 会計管理を民間事業者に委任する場合は市で予算計上を行わず、民間事業者に直接補助金を交付していただける認識で問題ないでしょうか。	会計管理を民間事業者が行う場合は、市町村で予算を組む必要はないと想定しています。（事業費が1千万円を超え、差額を市町村が負担する場合を除く。） 委任状の書式等については、契約締結前に確認します。 なお、本事業は補助事業ではなく、県内市町村が企業や地域と連携し、その開発・実証実験の展開等のモデルとなるような事業を公募・選定する委託事業であることを念のため申し添えます。

4月28日：13を追加